

平成 23 年 12 月盛岡市議会定例会  
〔 提 出 発 議 案 〕

平成 23 年 12 月 22 日提出

発議案第 14 号 義務教育費国庫負担制度拡充，30 人以下学級実現，教育予算拡充を求  
める意見書について  
(内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，財務大臣，文部科学大臣，  
衆議院議長，参議院議長)

※ ( ) 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第 14 号

義務教育費国庫負担制度拡充，30人以下学級実現，教育予算拡充  
を求める意見書について

標記について，会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 23 年 12 月 22 日

提出者	盛岡市議会議員	細川光正
賛成者	盛岡市議会議員	金沢陽介
〃	〃	鈴木礼子
〃	〃	大畑正二
〃	〃	高橋重幸
〃	〃	伊達康子
〃	〃	守谷祐志

盛岡市議会議長 村田芳三様

# 義務教育費国庫負担制度拡充，30人以下学級実現，教育予算

## 拡充を求める意見書

平成23年度の国の予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務教育標準法も国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。今回の改正義務教育標準法の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定することについて検討を行い、法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際に必要な安定した財源の確保に努めることも明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等への対応が深刻化し、障がいのある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算について、2007年におけるGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位（OECDインディケータ2010年版）となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国においては、平成24年度の予算編成において下記事項を実現するよう求めます。

### 記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

- 3 学校施設整備費，就学援助・奨学金，学校・通学路の安全対策など，教育予算の充実のため，地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年12月22日

盛岡市議会

平成23年12月22日

盛岡市議会議長 村田芳三様

総務常任委員長 遠藤政幸

### 閉会中の継続審査申出書

本委員会において審査中の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第68条の規定により申し出ます。

#### 記

請願番号	事 件	理 由
10	「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願	調査検討を要する

平成 23 年 12 月 22 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

総務常任委員長 遠 藤 政 幸

## 委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 70 条の規定により報告します。

### 記

#### 1 議 案

番号	件 名	審 査 結 果
131	平成 23 年度盛岡市一般会計補正予算（第 3 号） 【総務常任委員会付託分】	原案のとおり可決 すべきものと決した
136	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について	〃
137	盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について	〃
138	盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の 制定に伴う関係条例の整備に関する条例について	〃
140	盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部 を改正する条例について	〃
141	町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例につ いて	〃
143	盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に ついて	〃
145	盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について	〃
148	舟田 2 地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者 の指定について	〃

平成 23 年 12 月 22 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

教育福祉常任委員長 天 沼 久 純

## 委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 70 条の規定により報告します。

### 記

#### 1 議案

番号	件名	審査結果
131	平成 23 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 3 号) 【教育福祉常任委員会付託分】	原案のとおり可決 すべきものと決した
132	平成 23 年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号)	〃
135	平成 23 年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	〃
146	盛岡市スポーツ振興審議会条例の全部の改正について	〃
149	盛岡市立津志田老人福祉センターの管理を行う指定管理者 の指定について	〃
150	原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理を行う指定管理者 の指定について	〃

平成 23 年 12 月 22 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

産業環境常任委員長 後 藤 百合子

## 委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 70 条の規定により報告します。

### 記

#### 1 議 案

番 号	件 名	審 査 結 果
131	平成 23 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 3 号) 【産業環境常任委員会付託分】	原案のとおり可決 すべきものと決した
133	平成 23 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号)	〃
142	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例につい て	〃
147	盛岡市余熱利用健康増進センターの管理を行う指定管理者 の指定について	〃



平成 23 年 12 月 22 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

建設常任委員長 藤 村 秀 利

## 委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 70 条の規定により報告します。

### 記

#### 1 議 案

番 号	件 名	審 査 結 果
131	平成 23 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 3 号) 【建設常任委員会付託分】	原案のとおり可決 すべきものと決した
134	平成 23 年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	〃
139	盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例の一部を改正する条例について	〃
144	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	〃
151	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について	〃
152	市道の路線の認定及び変更について	〃
154	明治橋山岸線 (Ⅲ工区) 山賀橋上部工工事に係る請負契約の締結について	〃
155	議決の変更について	〃

# 議 員 派 遣 書

平成 23 年 12 月 22 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 117 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

## 1 平成 23 年度岩手県市議会議長会臨時総会

- (1) 派遣目的 平成 23 年度岩手県市議会議長会臨時総会への出席
- (2) 派遣場所 北上市
- (3) 派遣期間 平成 24 年 1 月 19 日から平成 24 年 1 月 20 日まで
- (4) 派遣議員 佐々木信一副議長